

集団規定	法第 91 条、都駐条第 17 条、ほか	作成（改訂）日
	建築物の敷地が区域、地域又は地区の内外にわたる場合の措置	令和 4 年 3 月 1 日
敷地または建築物が 2 以上の区域にわたる場合		
建築物の敷地または建築物が区域、地域または地区の内外にわたる場合は下記の通りとする。		
(法第 48 条) 用途地域 (法第 53 条の 2) 敷地面積の最低限度 (都駐条第 17 条) 駐車施設の附置		敷地の過半の属する区域等の制限による。
(法第 52 条) 容積率 (法第 53 条) 建蔽率		敷地面積の加重平均による。
(法第 55 条) 絶対高さ制限 (法第 56 条) 斜線制限 (法第 58 条) 高度地区		敷地の各部分ごとの制限による。
(法第 61、65 条) 防火地域、準防火地域		建築物が 2 以上の区域にわたる場合は、 厳しい方の制限による。
(法第 56 条の 2) 日影規制		敷地の各部分ごとの制限による。ただし、規制対象となる部分の影が制限の異なる区域にまたがる場合は下記の通り。
参考文献など	建築基準法質疑応答集 第 4 巻 P.5973 ~5974	